



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

厚生労働省と文部科学省へ要望書提出

厚労省へ特定行為研修の受講促進支援を、
文科省へ学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備を求める

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員 74 万人）は 4 月 15 日、厚生労働省の人材開発統括官と、文部科学省の初等中等教育局へ、それぞれ「2020 年度予算・政策に関する要望書」を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、各要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介くださいますようお願い申し上げます。

■厚生労働省への要望

吉本明子人材開発統括官へ、「人材開発支援助成金の基本要件への『看護師特定行為研修』の位置づけ」を要望しました。2025 年までに 10 万人以上の養成を目指すとしてある特定行為研修の修了者は、18 年度末で 1,000 人程度にとどまっている現状です。研修受講の妨げの一因が受講料負担であることから、人材開発支援助成金の基本要件に看護師特定行為研修を位置付け、明記するよう求めました。吉本統括官は、ことし 10 月から予定している（4 月 15 日現在）、労働者個人向けの教育訓練給付の「特定一般教育訓練給付」の要件の中で、特定行為研修が適用されることに触れつつ「個人向けの教育訓練給付の要件を、助成金の中でも位置づけるということは考え方として整合性がある。これから検討していきたい」と応えました。



吉本人材開発統括官（右）に
要望書を手渡す福井会長



丸山審議官（左）と福井会長

■文部科学省への要望

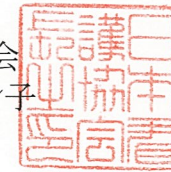
初等中等教育局宛の要望書を、丸山洋司審議官（初等中等教育局担当）へ手渡しました。要望事項は「学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備」。看護師数の確保と、ガイドライン作成の予算措置を求めました。

丸山審議官は「対象児は増えているが、1 校あたりの医療的ケア児は少なく、雇用が難しく、看護師の確保に課題がある。全国各地の好事例を参考に、体制整備について考えていきたい」などと述べました。

平成31年4月15日

厚生労働省
人材開発統括官 吉本明子 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

2015年に施行された特定行為に係る看護師の研修制度については、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療等の推進、医療の質向上や医師の働き方改革等の観点から推進されている制度であり、2025年までに10万人以上の養成を目指すとされています。しかし、2018年度末において研修修了者は1,000名程度にとどまっており、研修受講の妨げとなっている要因のひとつに受講料の負担が挙げられています。

急性期や在宅まで医療の現場では慢性疾患を複数併せもつ複雑な病態の高齢者が増加する中、病態判断能力や臨床推論力など看護師の能力の向上は必然であり、本制度の研修受講を推進することが喫緊の課題となっています。

つきましては特定行為に係る看護師の研修制度受講促進のため、以下を要望いたします。

要 望 事 項

人材開発支援助成金の基本要件への「看護師特定行為研修」の位置づけ

人材開発支援助成金「労働生産性向上訓練」(特定訓練コースで生産性の向上に資する訓練)基本要件へ、看護師の特定行為研修を明記されたい。

- 2015年に施行された特定行為に係る看護師の研修制度は、今後の在宅医療等の推進、医療の質向上、勤務医の負担軽減等の観点から国は推進の方針を明らかにしており、2025年までに10万人以上の養成を目指している。
- 2018年には研修内容等の見直しが行なわれ在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域及び術中麻酔管理領域において、実施頻度が高い特定行為をパッケージ化しての研修を可能とし、このパッケージ研修の修了者を2023年までに1万人程度養成することが目標として示されている(第18回「医師の働き方改革検討会」資料 2019年2月6日)。
- 看護師はもとより、勤務先である病院にとっても受講への関心は高いものの、現状では研修費用負担等の問題もあり、受講が進んでいない実情があり、2018年度末現在の特定行為研修修了者は約1,000名である。
- 研修機関や修得する区分により異なるが、共通科目の受講を含む1区分当たりの受講料は30万円～70万円程度である。
- 現在人材開発支援助成金「労働生産性向上訓練」(特定訓練コースで生産性の向上に資する訓練)については、「労働生産性の向上に必要な不可欠な専門性・特殊性が認められる技能に関する訓練」として「喀痰吸引研修」が支給対象と記載されているが、あらたに「看護師特定行為研修」を明記し、特定行為研修の受講推進を図られたい。

認定看護師を対象としたWEB調査結果(2017)

本会が実施する特定行為研修を認定看護師が受講したいと思わない理由

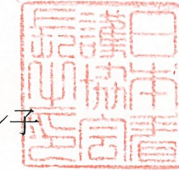
n=2,748(複数回答)

種別	人数	割合
受講モデルがニーズに合わない	460	27.6
遠方である	426	25.6
受講料が高い	426	25.6
受講したい区分がない	348	20.9
集合教育の期間が長い	325	19.5
所属施設が指定研修機関である	25	1.5
その他	796	47.8
無回答	42	2.5

平成31年4月15日

文部科学省
初等中等教育局長 永山 賀久殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井トシ子



2020年度予算・政策に関する要望書

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする児童生徒数が増加し、学校における体制整備が求められているところです。全国特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児・児童生徒等数ならびに人工呼吸器を使用する児童数は増加しています。

こうしたことを背景に、学校において医療的ケアを提供する看護師の役割・責務は重くなっているが、その位置づけ・身分の補償は十分とは言えず、学校における医療的ケアを実施する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができるよう、看護師数の確保にむけた体制整備が急務となっています。

つきましては、2020年度予算案等の編成および施策の推進にあたって、次の事項について実現を図られますよう、強く要望いたします。

重点要望事項

○学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備

要望

学校での医療的ケアの安全な実施のための体制整備

- 1) 医療的ケアを提供する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができるよう、看護師数の確保を図られたい
- 2) 特別支援学校等において安全に医療的ケアを実施するためのガイドライン作成の予算措置を図られたい

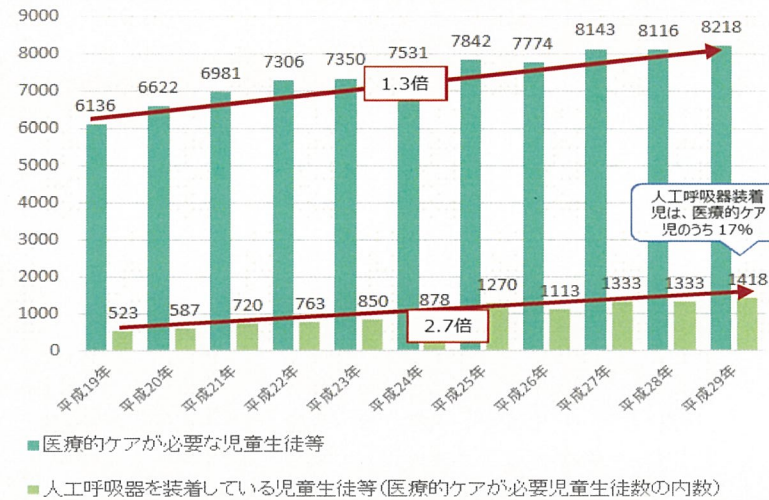
1) 医療的ケアを提供する看護師が、安定的かつ継続して働き続けることができる看護師数の確保

- 全国特別支援学校における医療的ケア児は、この10年間で1.3倍、人工呼吸器を装着している児については2.7倍に増加している。
- 学校で医療的ケアを実施する看護師数は増加しているが、1学校あたりにおける看護師数は少ない。
- 学校で医療的ケアを安全に実施するためには、看護師が複数配置され、継続的に働き続けられる体制が必要である。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍している特別支援学校および公立小学校・中学校全てに看護師が配置される必要がある。
- 2019年度は「医療的ケア児のための看護師配置事業」として2018年度から300人増の1800人の看護師確保が図られているが、今後も増加すると推測される医療的ケア児に対応するためにはさらなる看護師確保対策が必要である。

2) 医療的ケア児のガイドラインの作成

- 医療的ケア児は、特別支援学校のみならず、小・中学校等の特別支援学校以外にも在籍し、そのケア内容については、人工呼吸器の管理等、特定行為以外の医療的ケアを要する等、高度化・複雑化している。
- 安全な環境で医療的ケアを実施するためには、標準的な手順の整理が必要である。

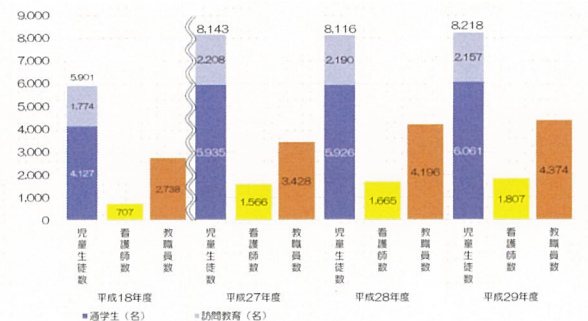
全国特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒等数



文部科学省調査「特別支援学校に関する調査結果」の結果を引用して、日本看護協会が作成

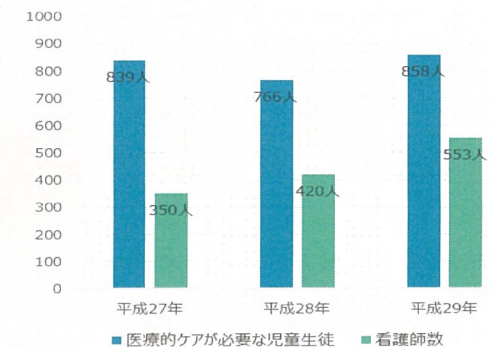
公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒在籍数と看護師数

対象となる幼児児童生徒数・看護師数・教職員数の推移（公立特別支援学校（幼稚園～高等部））



（注）教職員数は、認定特定行為業務従事者として医療的ケアを実施する教職員の数。平成27年度は9月1日現在、平成28、29年度は年度中に医療的ケアを実施する教職員の数（予定を含む）。

公立小学校・中学校における医療的ケアを必要とする児童生徒在籍数と看護師数



文部科学省調査「特別支援学校に関する調査結果」の結果を引用して、日本看護協会が作成
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm